

書籍目録

著

者

福島次郎

書

名

「三島由紀夫——剣と寒紅」

発行者

和田宏

発行所

株式会社 文藝春秋

広 生口 日 緯 (一)

一、体裁及び掲載回数

1  
朝日新聞

① 掲載紙及び掲載場所

株式会社朝日新聞社東京本社発行の朝日新聞全国版朝刊第二面下段

② スペース

縦一四・一センチメートル（五段抜き）、横二五・六センチメートル

③ 使用文字

「お詫び」との見出し

九〇級明朝体

本文（一行二〇字×一五行）及び日付

二八級明朝体

被告らの社名及び氏名

三八級明朝体

④ 回数  
一回

① 掲載誌及び掲載場所

株式会社新潮社発行の週刊新潮第六一ページの上右四分の一ページ大

② スペース

縦一〇・一センチメートル、横七・三センチメートル

③ 使用文字

「お詫び」との見出し

二〇級明朝体

本文（一行二五字×一二行）及び日付

一三級明朝体

彼らの社名及び氏名

一八級明朝体

④ 回数 一回

3 週刊文春

① 掲載誌及び掲載場所

債務者発行の週刊文春一ページ大全ページ

② スペース

① 参照

③ 使用文字

「お詫び」との見出し

八〇級明朝体

本文（一行二五字×一二二行）及び日付

二〇級明朝体

被告らの社名及び氏名

二八級明朝体

④ 回数 二回

#### 4 文学界

① 掲載誌及び掲載場所

債務者発行の文学界一ページ大全ページ

② スペース

① 参照

③ 使用文字

「お詫び」との見出し

六二級明朝体

本文（一行二五字×一二行）及び日付

二〇級明朝体

被告らの社名及び氏名

二八級明朝体

④ 回数 一回

二、謝罪文（すべてに共通、ただし、日付は広告掲載の日とする。）

「  
お 詫 び

平成一〇年三月二〇日付けで、株式会社文藝春秋が出版した福島次郎著  
『三島由紀夫——剣と寒紅』に掲載した故三島由紀夫氏の手紙及び葉書

は、すべて故三島由紀夫氏が公表のご意思なく、福島次郎あてに発信、送付されたものを、私どもがご遺族に無断で公表、出版したものであります。これにより、故三島由紀夫氏の著作者人格権を侵害し、また相続人であるご遺族の著作権を侵害して、大変ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げますとともに、今後はこうした事態に至らぬよう十分注意いたします。

平成一〇年 月 日

株式会社 文芸春秋  
代表取締役 安藤春  
発行者 福島次郎  
著者 宏満

L

広生口日録(一)

一 体裁

① 掲載紙及び掲載場所

② スペース

二段抜き

③ 使用文字

表題

一八級明朝体

本文

一四級明朝体

被告らの社名及び氏名

一四級明朝体

株式会社朝日新聞社東京本社発行の朝日新聞全国版朝刊

二 広告文（ただし、日付は広告掲載の日とする。）

「 福島次郎著『三島由紀夫―剣と寒紅』についてのお知らせ

平成一〇年三月二〇日付けで、株式会社文藝春秋が出版した福島次郎著『三島由紀夫―剣と寒紅』に掲載した故三島由紀夫氏の手紙及び葉書は、すべて故三島由紀夫氏が公表のご意思なく、福島次郎あてに発信、送付されたものを、私どもがご遺族に無断で公表、出版したものであります。

これらは、故三島由紀夫氏が生存しているとしたならば、その公表権の侵害と

なるべき行為であり、既に出版を中止しております。これにより、大変ご迷惑をおかけしました。謹んでお知らせ申し上げます。

平成　年　月　日

株式会社文藝春秋  
代表取締役　安藤満  
発行者　和田満  
著者　福島次郎  
著者　宏

〔

## 被 告 ら 準 備 書 面 (一)

一 学者が著作物の例示に手紙を挙げるのは、手紙も著作物であり得るとしているにすぎない。従つて「手紙は著作物である」という命題は、そもそも成立しない。本件の手紙についても、慎重にその著作物性を検討しなければならない。

二 著作権法一〇条第一項第一号はこの法律にいう著作物として、「小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物」を挙げている。手紙がここにいう「その他の言語の著作物」に該当するか否かが、本件において問題とされなければならない。

三 中川善之助・阿部浩二著『著作権』は、著作物性を生じるボーダー・ライン・ケースとして、商業のカタログ、職業別電話帳、試験答案、書店の精細目録、アルバム、年鑑、辞典、切手カタログ、契約書式、手紙、広告、劇場プロ、電信暗号書、料理献立書等を列挙し、「もちろん、実際には、個々の場合について、著作物性をそなえているかを判定することが必要で、一般論としてここにあげたカタログその他がすべて著作物だといえるわけではない」としている。この列举の仕方がわが国

における手紙の、著作物という視点から見た地位（文芸の世界において占める位置と言いかえても良い）を現わしている。詩・短歌・俳句等の韻文は、何故に前記法条の列举から外されているのか理解し難い程の確固たる地歩を、著作物の世界において占めているのに対し、手紙は、法の例示から外されているのはもとより、学説においても、切手カタログ、契約書式、広告、料理献立書、職業別電話帳と並べられる程度の軽い扱いしか受けていないことに注目すべきであろう。詩や短歌や俳句が料理献立書や切手カタログなどと同列に論じられたら、天下の奇観ということになろう。

しかるに手紙のばあいは、それほどの違和感がないのである。それは何故だろうか。

四　わが国には手紙を文学の一分野と見る伝統が希薄であつて（中世には面白い手紙のやりとりがあつたが、芭蕉以降面白いものがない、と甲第一三号証末尾の対談で川端香男里氏が語っている）、「一筆啓上火の用心おせん泣かすな馬肥やせ」式のいわゆる「簡にして要を得た」実用文が屢々手紙の模範とされて来た。そのせいか、日本人の書く手紙は（文学者のそれを含めて）概して短い（獄中からという特殊

事情があつたとはいへ『獄中記』の名で知られるオスカー・ワイルドの一通の手紙は小さな活字で九〇頁に及ぶ長文である）。つまり意が通じれば足りるという考え方方が主流であつて、手紙に「思想または感情を創作的に表現したもの」（著作権法一項一号）は稀であるといえる。「文芸、学術・・・の範囲に属する」といえるような手紙を書くほど、手紙に時間をかける人は少ないものである。

手紙は書店での扱いも低い。手紙に関する本は「実用」のセクションの片隅に並べられ、文章を書きつけない人を相手にしていることが一見して明白である。著者も文芸や文化とは無関係の人たちである。これらの本が良い例として挙げている文章は、手垢のついた文句の羅列であつて、谷崎潤一郎をはじめとする一流の文学者の手になる『文章読本』が顔をそむける類の文章（悪文の典型）が推奨されている。良い文章で書かれた、内容の豊かな手紙を教養の動かぬ指標として把える文化的基盤がないのである。

手紙が評論、隨筆、紀行文、日記等と並んで、古くからいわゆる *belles lettres* の重要な一部門をなしている西欧諸国では、手紙を職業別電話帳や切手カタログや料理献立書等々と並べて、ボーダーライン上の著作物と見る感覚は生まれないであろう。そこで、次に西欧の例をみるとしよう。

五 西欧には、すぐれた手紙の書き手というだけで数百年にわたり文名を維持している人がいくらもいる。ラ・ロシュフーコーの友人であったセヴィニエ夫人（井上究一郎の訳で岩波文庫に『セヴィニエ夫人手紙抄』として収録）、英國のホレイス・ウォルポール（オックスフォード伯爵家の四男。エヴリマンズ・ライブラリーに Letters として収録）などがそうである。

更に、一通の手紙が文学史に残っている例もある。エドマンド・バークが反対派の貴族に宛てた手紙は、「皮肉と感情のこめられた、英語による最高傑作」（The Oxford Companion to English Literature, p. 475）と今に至るまでもてはやされている。他にもボーリングブローク子爵の書いたウィリアム・ワインダム宛の手紙等、光彩陸離たる文体によつて、一通の手紙が二百年以上経つた今日もなお知られているような例が少なくない。

浩瀚な書簡集の例には事欠かない。ゲーテとシラーの往復書簡はわが国でも昔からよく読まれている。トーマス・ムーアの権威ある『バイロン伝』は超大型で千三百頁を超える大著であるが、その大部分を占めているのはバイロンの手紙である。ヴィクトリア女王がその長女（後にプロセイン王妃）と交わした書簡は一〇巻に収

められていて、今も広く読まれている。アンティームな筆致で率直に記された当時の宮廷生活の実態が興味深い。女王はヴィクトリアニズムが嫌いだつたことなども判り、読者を飽きさせない内容である。アスキス首相の娘マーゴットが妹に宛てた書簡集も大冊である。女王の往復書簡集が親子の愛情の発露であるのに対し、マーゴットのそれは紅血躍動の語を想起させるほどの激しい姉妹愛の表白である。親子、姉妹の間であっても、パトスをロゴスに転化されることによつて、愛情を確かめ合うところが、日本人との違いであるといえようか。父親から息子に宛てた手紙としては、一八世紀にチエスター・フィールド伯爵が書いた『息子への手紙』（細瑾邦訳された）がある。

『ホームズ・ラスキ往復書簡』（ハーヴィード大学出版部とオックスフォード大学出版部から一九五三年に同時刊行）はホームズ判事とラスキ教授の約二〇年に亘る往復書簡であるが、本文だけで約一五〇〇頁という堂々たる大冊である。そこに盛られた個々の手紙の長さは驚くべきものがあり、とりわけラスキの場合小さな活字で数ページに及ぶもののが少なくない。しかも両者とも、内容が豊かで文体が優れているという特徴がある。共通の友人の動静、読んだ本についての感想、稀覯本発見の喜び、職場の動き、その他さまざまことが、すぐれた筆致で綴られていて、

興味は尽きない。ホームズの書いた手紙に含まれる幾つかのセンテンスは秀抜な文體によつて深く人の印象に残り、文学者を瞠目させ、文章読本にすぐれた文章の例として使われているものもあるほどである。

ホームズにはこのほかにも、英國の法学者ポロックとの往復書簡、AIN SHULTAIN（外交官）との往復書簡その他があるほか、ハーヴィアード・ロー・スクールの図書館に大量の未公刊の手紙が大事に保管されている。

一八世紀に書かれたボズウェルの『サミニュエル・ジョンソン伝』は今も伝記文学の最高傑作とされており、わが国でも比較的最近、良心的な全訳が刊行されたが、そこにおいても、ジョンソンが様々な人に宛てて書いた手紙が多数引用されている。一例をあげれば、スレイル夫人に宛てた手紙などは、押さえに押さえた文章が却つて惻々として胸を打ち、すぐれた文学に共通するものを持つてゐる。手紙とエッセイとの間に、境界線がないのである。伝記が文化・文学のなかにおいて重要な地位を占める英米において、権威ある伝記には、日記と並んで手紙が多数引用されるのが通例である。

六 英米の学者（法学者を含む）の最高傑作は、ドイツ人学者の論文とちがつて、屢

々エッセイ風である。アダム・スミスの『国富論』なども、原文で読めば汪洋たる文体で綴られた第一級のエッセイといえる。ホームズ、ブランダイス、カードウゾ、ブラックといった連邦最高裁判事の書いた判決（オピニオン）はすぐれたエッセイとしても読める。手紙、エッセイ、小説、論文のあいだに高い垣根を設けなかつた夏目漱石は、英國嫌いの装いにもかかわらず、英國的性格（イングリッシュ・キャラクター）を体現していたのである。ちなみに “The Character of England” (Oxford at the Clarendon Press, 1947) は英國研究の權威書であるが、そこに收められている多くの論文は素晴らしいエッセイである。裁判官や学者がすぐれた手紙を書く文化的背景はこのようないところにあるといえよう。

七 手紙は日記と並んで、すぐれたものは人間の内面の最も直接的な表白であつて、良い手紙は、年月をかけて醸成された深みのあるパーソナリティーないし教養がなければ書けるものではない。西欧諸国にすぐれた書簡文学（ここではモンテスキューの『ペルシャ人への手紙』のような架空の手紙の形式を用いた文学ではなく、現実の手紙で芸術的価値のあるものを指す。以下同じ）の伝統が確立されたのは、多年にわたって熟成された文章と談話を重んじる文化的伝統があつたためであり、且

つ諸般の宗教的、文化的事情から、深味のある魅力的な個性が確立された結果である（日本でも、中世にはすぐれた手紙が書かれたというが、それはおそらく高僧たちの鍛え抜かれた知力と多面的な教養を背景としていたのであろう）。気忙しさと移り気を特徴として形成されて来た明治以来の日本人（漱石も鷗外もそれを指摘している）は、手紙に時間をかけるようなりに乏しく、まして豊富な内容（情報）とすぐれた形式（文体）をそなえた書簡文学を生む、悠々たる安定した時間を持てなかつた。手紙の質を決定するのは、書く者の文章力と教養であるが、それと並んで、名宛人がどのような人物かということである。読者は名宛人一人で、もとより原稿料はないのだから、その人に読んでもらうことが書き手にとつて大きな意味を持つのでない限り、実用の目的を離れて創作的な手紙を書く醉狂な人はいない。

深い友情や愛情、換言すれば相互の敬重と理解がなければ、浩瀚な往復書簡集を残すことはできない。水のように淡々たることを以て良しとする東洋的友情（論語）と、確認し合うことによってしか維持されない西欧的友情ないし愛情とを比較してみることも有意義かもしれない（前出ヴィクトリア女王やマーゴット・アスキスの場合を参照）。金子堅太郎はホームズと文通した唯一の日本人（注、明治初年にハーヴィード・ロー・スクールに留学して、ホームズから憲法を学んだ）であるが、

彼の手紙は実用文の域を出ない短いもので、往復書簡集を編むには不十分である。しかし、金子を「將軍」というニックネームで読んだホームズの金子への友情は、ラスキン宛の手紙の到るところに滲み出ている。また、後述するように、良い手紙は「伝統」や「習慣」と深い関係がある。良い手紙を書くことが、人の教養の尺度とされるような文化的伝統がなければ、人は良い手紙を書くことに努めない。教養の高い者同士で知的な交流を楽しむ習慣が定立していない限り、創作的な手紙は書かれないと、身辺の些事を粗末に扱わず、互いにこれを報告し合って楽しむ習慣のないところに、手紙文化は栄えない。「談話」「雄弁」「レトリック」についても、手紙と同じことがいえるが、これらは深いところで繋がって、すぐれた手紙が書かれる文化を支えているのである。このことについては後述する。

八 身辺の些事を些末視する文化からは書簡文学の伝統は生まれない。ドイツの医者が言つたように、「神は細部に宿る」のである。身辺の些事も顯微鏡的に仔細に観察すれば深い意味を示すことがあり、陽光と異なるライトを浴びせれば、忽ちにして異なつた様相を呈するのである。また、角度を変えて見れば、人間存在の基本にあるコミカルなものが露呈されることもある。嘗てジョージ・エリオット女史は、

名作『ミドルマーチ』のなかで登場人物のひとりに「些事ほど大事なものはない」と言わせた。それは、コナン・ドイルがシャーロック・ホームズに再三語らせた箴言でもある。英國社会史の大作家トーレヴィエリアンが一九世紀英國社会史の観察者・記録者として一日おいた文豪アンソニー・トロロップは、ヘンリー・ジェイムズによつて、「些事に対する情熱」(passion for trivialities)の保持者と銘打たれた（トロロップは日本ではあまり知られていないが、ディケンズと並ぶような大作家で、このところオックスフォード・ワールド・クラシックスが熱心に刊行を続けている）。

人生には、重要な出来事も起ころるが、概してそれは些事の連続・集積なのである。些事を、とるに足らぬものとして無視する限り、千数百頁あるいは二千頁を超えるような往復書簡は生まれない。江戸期以後の日本文化は、俳句や私小説のような例外はあるものの、基本的には些事を顧みない文化であつたといえるのかもしれない。些事に拘泥するようでは、士大夫として、あるいは官員様として、人生の表街道を闊歩することはできなかつたのである。「大事の前の小事」、「大行は細謹を顧みず（史記）」といった言葉で表現される東洋的価値観の下において、些事への関心は社会の周辺に位置する人達や、いわゆる「女子供」に委ねられたのではない

だろうか。

九 われわれは、必ずしも群を抜く知的エリートの書いた手紙に焦点を絞っているのではない。むかし、あるアメリカ人弁護士の言つた言葉を今も思い出す。「日本の若い弁護士は、（アメリカ人にくらべて）手紙を書くのがどうしてこうも下手なのだろうか」という批判であった。良い日本語を書くことや、まして良い手紙を書くことなどは、一般の日本人インテリによつて、大事なことと意識されることさえなくなってしまったのではないだろうか。アメリカの弁護士は、良い英語を書く能力を重要視するし、良い英語を書ける人も多いが、日本では、とりわけ最近、良い日本語を書くことの大しさが忘れ去られつつあるように思われる。知的・文化的社会で田舎者扱いにされるアメリカ人よりも、いつのまにか日本人のほうが田舎者の代表格になってしまったのではないだろうか。普通のインテリ層が良い手紙を書くよう心がける文化的基盤のないところでは、文学者や高度の知識人によつても、「文芸、学術の範囲に属する」といえるような「創作性のある」手紙は現れにくい。高い山には裾野が必要である。

このようない貧しい伝統のなかにあって、僅かに屹立するのは夏目漱石の手紙である（後述のとおり、明治以後の日本人文学者で、これまでに岩波文庫に書簡集が収められているのは漱石だけである）。夙くより和漢の文学に親しんで代表的な江戸の文人に比肩する素養と氣質をもち、そのような素養と氣質に立脚して多年にわたり英文学の神髄に親炙した漱石は、文体と内容において、またヒューマーとウイットにおいて、すぐれた手紙（文芸の名に値する手紙）を書くに必要なすべての資質を具えていた。オースティンやメレディスを愛し、シェークスピアに親しんだ漱石は、他面において落語を好み、三代目小さんと同時代人であることの幸運を門下生に説く漱石でもあつた。彼の手紙は、その文体において、『猫』や『坊ちゃん』や『草枕』や『文学評論』との間に垣根を設けていないといえる。無造作で自然、ユーモラスでウイットに富み、そこには悠々たる時間が流れている。最良の意味における遊びがあるのである。

これに対して、碩学南原繁氏の書簡集（岩波書店刊）は、つまらないの一語につき（その学問的業績の評価とは関わりない）。文体は漱石より古く、内容に人の興味を魅くものはない。「一筆啓上馬肥やせ」の「伝統」に従つた短い実用文の集積にすぎない。元東大総長というより、その前の元内務官僚の地が透けて見えるの

である。しかし、この方が、日本人の書く手紙の原形なのであろう。

一一 三島由紀夫氏の西欧文化に関する理解はどの程度のものだったのであろうか。青木保教授（文化人類学）は三島氏を吉田健一氏と比較して、こう語っている。「基本的にには近代の日本の偏差値の教育の中で育つて来た人（注、三島氏を指す）と、いちおうケンブリッジに行ってラテン語なんかやつてきた人では、西欧文化の身のつけ方では始めから勝負にならない。そういう形でヨーロッパ的伝統を身につけた、肉体的に身につけた人との違いがそこに出る」。

三島氏はブリリアントな才人であったから、オスカー・ワイルドやレイモン・ラディゲなどを論じて人を煙に巻くことはできたであろう。しかし西欧文化の身についた理解は五年や十年で出来るものではない。氏の場合、若くして文壇の寵児となり、アウトプットを請い求められる立場に身を置いたため、インプットの期間が短かったのである。そのうえ何といつても早逝であった。手紙について言えば、西欧のすぐれた文芸的書簡を本気で読んだことなど、果たしてあつたのだろうか。

とはいえる、西欧を真に理解しなければ「文芸の範囲に属する」手紙が書けないなどというつもりは毛頭ない。三島氏はその精彩ある文体と陸離たる才能によつて、

その気になれば、いくらでも良い手紙が書けたのであり、甲第一三、一四号証にはその片鱗が見える。ここにはまぎれもなく「文芸の範囲に属する」立派な手紙も含まれているのである。ただ、それらの手紙にしても、西歐的水準から見れば、低いとしなければなるまい。つまり、良い文章で叮寧に書かれた実用文の域を超えているものは、意外に少ないのである。

一二 とりわけ本件書籍に引用されている三島氏の手紙は、いずれも純然たる実用文のカテゴリーに属するものであつて、氏の文名を貶めこそすれ、高めるに資するようなものではない。三島氏が書いたという先入観を持つて読めばともかく、成心なくこれに接するとき、内容においても、文体においても、格別感心するほどのものはないのである。要するに、誰にでも書けるような手紙であつて、氏の小説に見られる文才や機智など見るべくもなく、創作性、創造性のかけらもない。甲第一三、一四号証所収の手紙群（これらは、少なくとも叮寧に書かれている）とは品質を異にするのである。「ちゃんとした本になるような往復書簡がとりかわされるのはインテリジェンスが相当高い人たちの間だけでしょうね。丁々発止のやりとりができる間柄ということですが」という川端香男里氏の指摘（甲第一三号証）は興味深い。

本件の手紙が書かれた当時、被告福島は三島氏にとつて、丁々発止のインテレクチユアルなやりとりができる相手ではなかつたのである。三島氏が誰にでも書けるような実用文的手紙でしか福島氏を遇しなかつたことは、当時における両者の文学的・力量の差を思えば、当然のことであつた。

たとえば、本件書籍の一七四頁から一七五頁にかけて引用されている二通の手紙などは、誰にでも書ける手紙の一例である。

一三　わが国においては、書簡を文学の一部として把える伝統がなかつたことに加えて、明治期に輸入された電話が書簡文学の確立にマイナスの要因（これは西欧諸国にも共通の、負のファクターである）として働いた。手紙は、電話では失礼になるような相手に対する儀礼的な挨拶のばあいくらいに限つて用いられるようになつた。もつとも電話によるコミュニケーションにもこれまた限界があるから、複雑な芸術的・学術的内容を交信するために、あるいは理知的・審美的な情報交換を楽しむために、とりわけ対話が不可能な遠隔地に住む者同士のあいだで、手紙が用いられることはある。トーマス・マンの書簡集は厖大なものであり、近くは、哲学のカール・ヤスバースと政治学のハナー・アレント女史との往復書簡も有名である。アレン

トが著書をヤスパースに献呈したいと申し出たのに対し、ヤスパースが、「光榮に思います」といった類のきまり文句ではなく、活字にして四、五行にもなる肌目細かい、手垢のつかない文章で承諾しているところなどが一例であるが、身辺の些事にわたることについても印象的な表現が見られる。既述のとおり、些事を些末視しない精神が、良い手紙を書く人に共通の属性であるように思われる。人生の重大事だけを書いていたら、沢山の良い手紙は書けない。雑談を抜きにしては、愉しい談話は成立しないのと同じである。

ヤスパースとアレントとの往復書簡のようなばあいには、その内容は当初から「思想又は感情を創作的に表現する」ことを目的の一つとしており、「文芸、学術・・・の範囲に属するもの」であることはいうまでもない。

しかし、本件書籍に引用されている三島氏の手紙はいずれも電話で済むような内容を書き流した程度のものにすぎず、同氏が小説・戯曲等の創作に当つた際の構想力・集中力・文体の工夫など見るべくもないのである。

三島由紀夫氏の手になるものであればすべて創作的で文芸の範囲に属するというような先入観に立たない限り、これらの手紙に創作性を認めることはできない筈である。

一四　わが国の文化において手紙の占める位置は甚だ低いのである。そのことは、和洋の文芸にも通じていた中川善之助氏が、前述のとおり、手紙を万博カタログ、契約書式、広告、料理献立書等と並べて著作物のボーダーライン・ケースに例示しているところにも現れている。中川氏は日本における手紙の文学的意義の低さを、この羅列の仕方においてリアルに表現しているのである。本件書籍に引用された手紙の「」ときも、ボーダーライン・ケースに属することはいうまでもない。文体に秀抜なところがあるわけではなく、情報が充実している訳でもない。文士的風懷もなければ警抜な機知もない。日本人一般に乏しいヒューマーはここにも乏しい。そのうえ、「悪評サクサク」（一三八頁）という中学生風の言いまわしや「サド・マゾキズム」（一五八頁）という、どこかの言葉か判らぬ単語が出て来たり、「僕の筋肉、特に腹筋は、こちらの肉屋で高価を呼んでいます」（一六五頁）とか、「君の肉をもらいたいくらいです」（二四九頁）とかいった悪趣味な表現が飛び出したりすると、本当に三島氏が書いたのかと、首を傾げざるを得ないことになるのである。例えばホームズ判事は、「歯科医に行つた」という身辺雑事をラスキーに報じるに当たつても“*But, who does not tremble before the dentist?*”というよくな、一度読ん

だら忘れられないような文章をさりげなく残している。このようないいのが「創作的」な表現であり、「文芸の範囲に属する」手紙なのである。既述のとおり三島氏に才能がないというのではない。その気になれば、身辺の些事やゴシップを書き送り、知的な交歓を楽しむ完璧な手紙を書くことも出来たのは、氏の文章力と才氣をもつてすれば当然である（甲第一三一、一四四号証の手紙群の一部がそれを証明している）。ただ本件書籍に引用されている手紙において、三島氏は「その気」にならなかつたのであり、要するに、「氣」を抜いて当座の実用的目的に即した手紙を急いで書き流したのである。ホームズの場合も連邦最高裁の法廷で弁護士の下手な弁論を聞きながら書いた手紙もあるというが、伝統に支えられ、藏するところの深さが違ひ、フル・スピードで創作性のある手紙を書くことができたのであつた。

一五 西欧において、手紙がいつ頃から文芸趣味(literary taste)の表現手段として意識されるようになったのかは、よく判らない（同じく *belles lettres* の領域に属する隨筆がフランシス・ベイコンやモンテニョあたりを鶴矢とし、日記がプロテスタンティズムと深い関係があるとされるのと異なる）。しかし、文章が重んじられ、しかも（日本と違って）談話の名手(conversationalist, talker)がクラブやサ

ロンでもてはやされるという伝統からして、手紙が文芸のなかで重要な地位を占めることは、当然の成り行きであったといえよう。後述するとおり、良い手紙とすぐれた談話とは、深い関係があるのである。サミュエル・ジョンソンは談話において数百年に一人といえる程の能力があり、『ジョンソン伝』に鏤められているジョンソンの機智溢れる表現は、ボズウェルが独特の速記術により談話を記録したところを活字にしたものといわれている。談話がそのまま完璧な文章になっていたのである。今日まで名前の残る当代一流の学者・文人を集めた彼のクラブでは、丁々発止の談論が風発したが、独特的すぐれた文章体の発言で議論を締め括るのは、常にジョンソン博士であつた。

ホームズの同名の父（オリヴァー・ウェンデル・ホームズ教授）も談話の名手としてボストンを風靡し、ホームズ判事はその血を受け継いだ。現在も手紙の選集（選集とはいへ四百頁に近い）が廉価版で出廻っているオスカーワイルドも天才的な談話の名手であつた。

手紙というものは、いってみれば文章による談話であるから、こういった談話の名手は文章力さえあれば、良い手紙を書くことができるのである。わが国では談話の名手が育つ土壤が貧寒であった。おしゃべりは尊敬されず、雄弁やレトリックの

伝統は貧しい（一九世紀の英國では、結婚のプロポーズさえ、下手な政治家の演説より雄弁に行なわれた。その情景は、前記アンソニー・トロロップの大河小説に相次いで現れる）。漱石はこの点においても例外であつて、週一回門下生を集めて談論を楽しんだことはよく知られている。また高座から流れる名人の落語に耳を傾けて、話術の神髄に触れる機会も多かつたという。江戸趣味と西洋趣味との幸せな結合がここに見られるのである。彼が良い手紙を書けたのは、このあたりにも重要な一因があつたといえよう。

一六 以上縷述したとおり、手紙は著作物であり得るにしても、常に著作物であるというわけではないのであり、いかに一流の文学者の筆になるものとはいえ、文体や内容に工夫を凝らすことなく、電話代りの書き棄てといった感じで書かれたような手紙を「創作性」ありとしたり、「文芸の範囲に属する」としたりすることは、「創作」、「文芸」といった人間の高級な努力ないしその成果を貶めることに他ならない。そして、本件書籍に引用された三島氏の手紙は、創作性のかけらもない、きまり文句で綴られた、誰にで書けるような手紙にすぎないのである。

三島氏は一日に七枚くらいのスピードで小説原稿を書いていたというが、このよ

うな手紙は文体への配慮（これこそ「創作性」の基本である）など全く無しに書かれているから、体力と氣力さえ続ければ一日に何百枚でも書けたことであろう。文字通り書き殴りなのであるから。これらの手紙のような氣の抜けた文体で三島氏が小説を一行でも書くことなど、全く想像の埒外であるとしか言えないものである。

こういった手紙は三島氏が自身の身のまわりの「現実」について記した表現を借りるならば「粗雑な、ゴミゴミした、無神経な、冗長な、甘い、フニャフニャした、下卑た、不透明な・・・」ものにすぎない。「創作」の世界において、三島氏はこのような現実に目を背け、身を削るような推敲と彫琢によつて、絢爛たる人工美の世界を築き上げたのである。本件書籍に引用された三島氏の手紙は、「創作」ではなく、「現実」のほうに属していたといえるのではないか。そこには三島文学の片鱗すらない。このようなもの（彫琢以前の生の現実）を弊履のことく捨て去るところに成立したのが、三島氏の創作だったのではないだろうか。三島氏自身、このような手紙を、自己の文学的業績になると考えて書いたのではないことは言うまでもない。その創作性を否定するのは泉下の三島氏が第一であろう。ホメロスさえ居睡りしながら書けば凡句を残したという。これらの手紙が創作性を欠くとされても

島氏の奕々たる才華に対して鈍感であることを告白するに等しく、同氏に対して重大な非礼を犯すこととなろう。駄作を褒められて喜ぶのは三文文士のすることなのである。

一七 人の文化的嘗為は伝統の中において行なわれるのである。伝統への反撥さえ、伝統があることを前提として行なわれる。中世教会音楽の伝統がなければ、バッハも作曲ができたかどうか判らない。少なくとも、われわれの知るバッハは存在し得なかつたであろう。バッハ、モーツアルトをはじめとする先人がいなかつたら、ベートーヴェンも現れなかつたであろう。人は単独で文化の新しいジャンルを創出するのではない。定家はもとより、人麿も額田王も短歌という形式を創造したのではなく、俳句における芭蕉も同じである。

西欧において、文芸の範囲に属する手紙が書かれるようになつたのも、伝統を抜きにしては考えられない。先人の残したすぐれた手紙の例を見ながら、人は良い手紙を書く習慣を持つようになるのである。日本においてそのような伝統・習慣が希薄なことについては、既に述べた。その他、良い手紙が書かれるために必要な諸条件が日本に欠けていることについても詳述した。すなわち日本において、創作性の

ある手紙が書かれることは、稀有であることを、残念ながら、われわれは認めなければなるまい。手紙が契約書式や料理献立と同列に取り扱われることの意味を、我々は沈思すべきではないだろうか。

## 一八

手紙が社会において占める文化的地位は、右に縷述したとおり、それぞれの社会によつて異なるのであるから、わが国の著作権法の母法國たる西欧諸国において、手紙が著作物として取り扱われるからといって、それをそのまま輸入するわけにはいかない。俳句が幾らか国際化しはじめたとはい、何といっても特殊日本的な文化であるように、創作性のある手紙というものは、特殊西歐的な文化なのではないだろうか。『岩波文庫解説総目録』全三冊は一九二七年から九六年に至る間に刊行された約五千冊に及ぶ岩波文庫を解説付でまとめたものである。このなかで「日本文学」に二三五頁、西洋の文学に三四一頁の紙数が割かれている。そして西洋文学からは七名（十冊）の書簡集が収録されているのに對して、日本文学からは漱石ただ一人（一冊）しか収録されていない。これを全分野に拡大すると、書簡集が収録されている日本人は六名（六冊）であるのに対して、欧米人の書簡集は一七名（三六冊）に及ぶ。明治以後の日本人は、新島襄と漱石の二人だけという淋しさである

。欧米人は、文學者のほかにも、学者、革命家、音樂家、画家といった人たちが含まれており、手紙文化の幅広い定着を示している。

もちろん、岩波文庫への収録状況をもってすべてを語ることはできるとは考えなけれども、明治から今日に至る百数十年の文學史を飾った文學者のうち、岩波文庫に書簡を収録されているのが漱石一人というのは、何といつても異常である。日本を除く東洋からは一人の書簡も収録されていない。また岩波文庫を除く出版物においても、文芸的書簡として喧伝されるものを、われわれは寡聞にして耳にしない。このように考えて來ると、創作性のある書簡、文芸の範囲に属するといえる書簡というものは、日本（ないし東洋）においては、書かれることがあるとしても極めて稀であると考へた方が良きそうである。小林秀雄氏が貰つた手紙をすべて破棄していたというエピソードは、日本人の書く手紙の創作性の低さ、文芸的価値の少なさを象徴するよう感じられる。

すなわち西歐の手紙文化との比較において、日本のそれを考察するならば、日本において手紙に著作物性を認めるのは例外的としたほうが無難であろう。そして三島氏といえども、日本の手紙文化において例外をなすような人ではなかつたのである。

われわれは、裁判所が活眼を開いて、本件に対処され、適正な判断を下されることが期待し且つ信じるものである。